

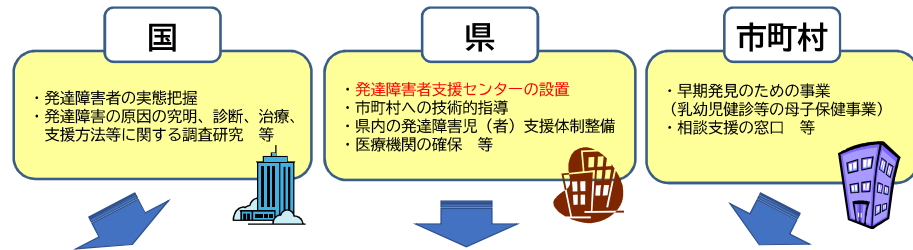
沖縄県発達障害者支援センター 機能と役割について

沖縄県発達障害者支援センターがじゅま～る
主任 久貝晶子
(社会福祉士・精神保健福祉士)



<資料2>

発達障害者支援法に基づく国、県、市町村の主な役割



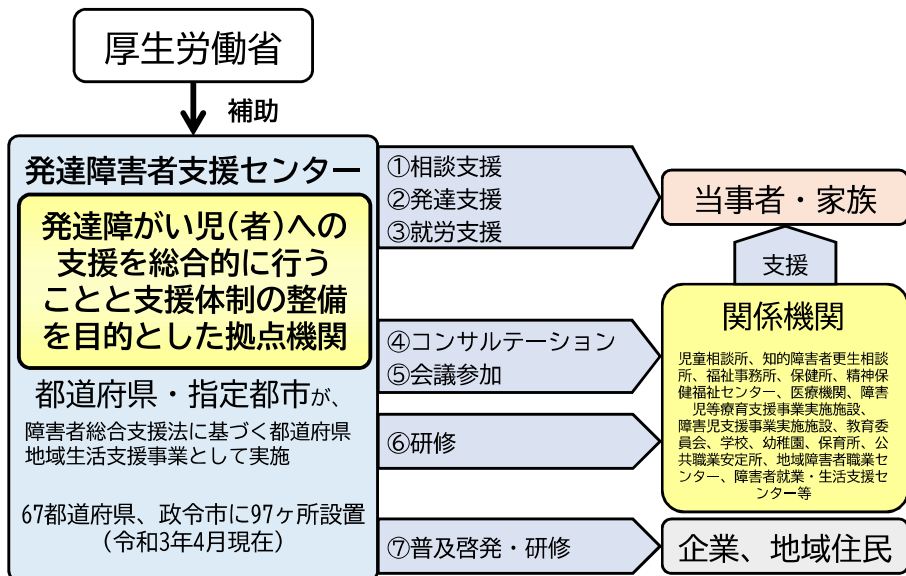
第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画 (令和元年度から令和5年度まで)

※ 重点課題ごとに、県および市町村の役割について明記

沖縄県(子ども生活福祉部 障害福祉課) HP リンク先
<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/index.html>

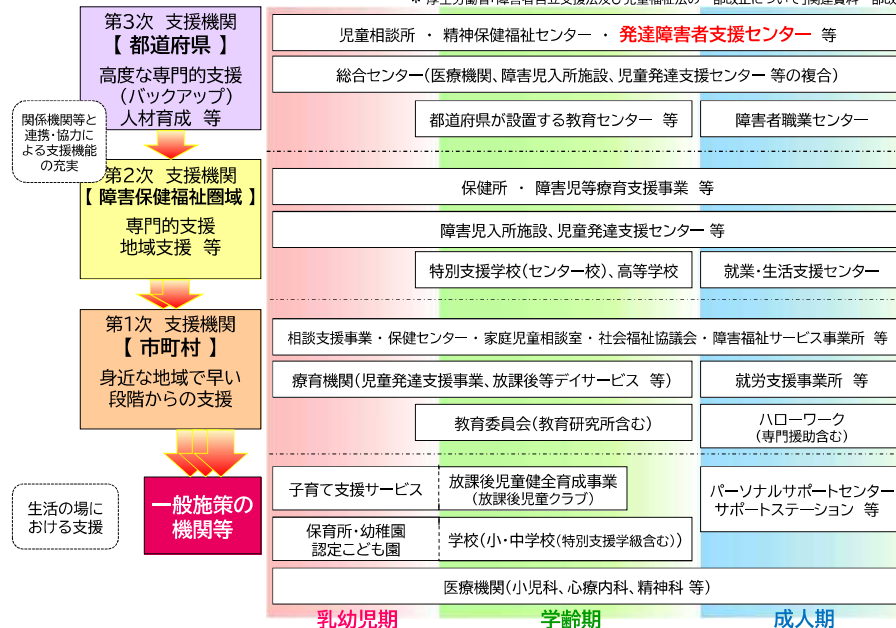
県と市町村で役割を分担しながら、早期発見・早期支援、相談支援・発達支援、学齢期の支援、成人期の支援と、**切れ目のない支援体制を整備**

発達障害者支援センターの概要



年齢に応じた重層的な支援体制イメージ

* 厚生労働省「障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正について」関連資料一部改題



沖縄県発達障害者支援センター がじゅま～る



実施主体：沖縄県
（主管課／子ども生活福祉部 障害福祉課）

運営：社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会

所在地：沖縄市比屋根5丁目2番17号
（「沖縄中部療育医療センター」に併設）

開所日：平成21年4月1日

対象者：県内にお住まいの発達障がいのある方やご家族、発達障がい児者支援に携わる方

- ・発達障害者支援センター運営事業（必須事業）
- ・市町村発達障害者支援体制サポート事業（任意事業）

市町村発達障害者支援体制サポート事業（通称：市サポ）

令和5年度 市町村発達障害者支援体制サポート事業について

市町村サポート事業のご案内

危機管理、相談、事業性、（認可外）療育施設等の皆さま、発達障がいについての身近なご相談も、ぜひセンターへご相談ください。お気軽にご相談下さい！

市町村発達障害者支援体制サポート事業（通称：市町村サポート事業）とは

市町村行政および市町村が行う発達支援に関する各事業等に対して、訪問等を通じた支援体制についての相談、助言などを行い、発達障害をもつ方への市町村の支援体制の充実を図ることを目的としています。

サポート対象

- ・市町村行政
- ・市町村の乳幼児健診事後フォロー事業（親子教室や療育グループ等）
- ・親子通園事業所、保育施設、その他支援に関わる機関、団体等

支援スタッフ

地域支援マネージャーおよび発達障がい者支援センター職員が支援にあたります。
（主幹職員：保健心理士・臨床心理士・保育士・作業療法士・社会福祉士 等）

利用について

無料で行っております。
（場合によっては、別途交通費等を依頼することもあります。）

※予約は電話にてご連絡ください。別途「地域支援マネージャー派遣依頼書」をメールまたはFAX等でご提出下さい。詳細を確認した上で、派遣スタッフおよび日程の調整を行います。

サポート内容

市町村行政
A. 市町村の発達障害者支援体制整備に関する会議等への参加
市町村の発達障害者支援体制整備に関する会議等に
参加し、地域に合った発達支援体制の充実に向け、必要事項を
行い、市町村などに報告を行います。（Q-SACOSとは？参照）

市町村へのイベント・プログラム等
B. 市町村へのイベント・プログラム等、導入に向け立ち上げ支援
イベント・プログラム等、子育てに不可欠な情報提供の充実等について、
地域の発達障害者支援センター・保健士・保健師等、各地域の支援センター
等に相談し、必要事項を報告し、導入に向け立ち上げ支援
を行います。（イベント・プログラム立ち上げサポート
とは？参照）

市町村の乳幼児健診事後フォロー事業
C. 市町村の乳幼児健診事後フォロー事業へのコンサルテーション
市町村が実施する健診事後フォロー事業等の実施状況を把握し、
必要に応じて、親子教室や療育グループ等へのコンサルテーション
（療育内容や事業実施のアドバイス）
を行います。

親子通園事業所、保育施設
D. 親子通園事業所、保育施設へのコンサルテーション
親子通園事業所、保育施設へのコンサルテーション（療育内容・事業実施や他機関との連携等）
を行います。

発達障害地域支援マネジメント強化事業

※平成29年よりNPO法人わくわくの会委託

通常の支援が難しい困難事例等に対する事業所等に対し、発達障害に対する理解を深め、支援を実施できるよう助言・指導・支援を実施します。

（支援内容例）

- ・困難事例に対応できるよう一緒に考えます
- ・圏域で抱える困難事例に対する支援

NPO法人わくわくの会
〒904-2173 沖縄県那覇市三原2丁目6-1
TEL：098-987-1167
FAX：098-987-1166
E-mail：wakuwaku.i@gmail.com



がじゅま～るの利用について

- ・利用日時：月～金曜日（祝祭日除く）9時～17時
- ・利用料金：相談に係る費用は無料
- ・利用方法：来所相談は要予約
 - ※原則、メール・FAXによる相談は受けておりませんが、来所が困難な場合はご相談下さい。
- 【がじゅま～るで提供できないこと】
 - ・がじゅま～るは医療機関や療育施設ではなく、**広域相談支援機関**になりますので、診断、投薬等の医療サービス（医師による診察、検査、診断書作成など）や医療機関受診のための紹介状作成、訓練等の療育機能や定期的なカウンセリングはご提供できません。それらを希望される方には、必要な情報を提供させていただきます。
 - ※検査実施目的のみでのケース紹介は、お受けできません。

ご本人やご家族の方を応援します！ (直接的な支援)

センターでは、身近な場で日常的に支援をしてくださる方と連携することで、ご本人やご家族の生活を支えていくことを基本スタンスに考えております。

- 幼児～学齢期の相談に関しては、関わり方のヒント等を一緒に考えたり、身近な支援者（保健師や教諭等）へおつなぎしております。
- 成人期の相談に関しては、利用できる地域の資源が限られていることもあり、センターにて面談を行うことも多いです。問題を整理し、当面の解決策を考えたり身近で利用できるサービスを検討します。
- 他機関へ紹介する際は、可能な限り先方に事前連絡し、事情を伝えたいうで、相談に乗っていただけるよう調整をかけます。

相談者をご紹介いただく際は、
事前連絡をお願いいたします♪

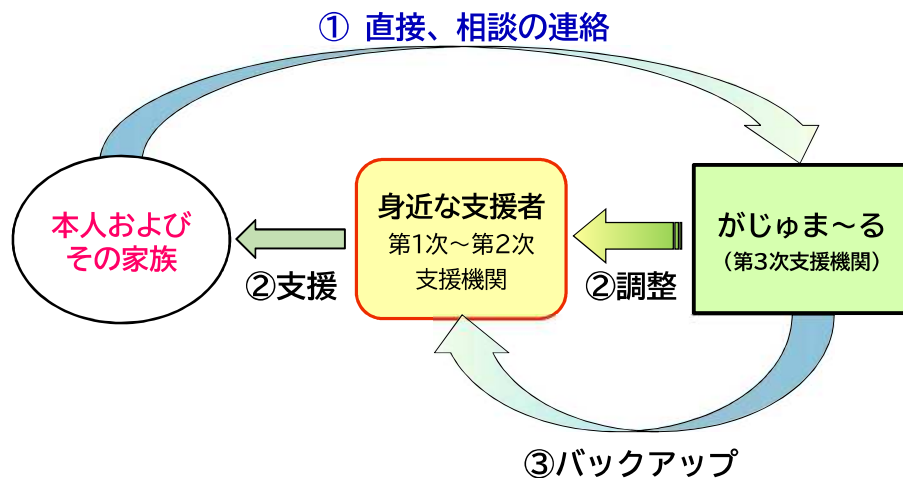


支援者の方を応援します！ (間接的な支援)

ご本人やご家族が、身近な場で必要な支援が受けられるためには、地域の支援者が発達障がいについて正しく理解し、適切な対応や支援を提供できるようになっていただくことが大切だと考えています。

- ◆ **研修**
発達障がいを支援する方々を対象に、関係機関と連携を図り研修を実施
- ◆ **講師派遣**
発達障がいに関する研究会等に、がじゅま～るのスタッフを派遣
- ◆ **調整会議**
地域支援体制整備に関する関係者会議（協議会等）への参加
- ◆ **機関コンサルテーション**
事業所や企業へ訪問し、ケースや運営についての助言／研修等を実施
- ◆ **個別調整会議**
個別ケースの支援に関する会議等への参加

直接支援の流れのイメージ



がじゅま～るHPを改定しました！

市町村の相談窓口を検索 できるようになりました。



動画ライブラリについて

当センターがこれまでに開催した**研修会・講演会**や当センターで作成した**発達障害等に関する説明動画**が掲載されております。

※今後、サイトのレイアウト等が変更される可能性があります。また、掲載動画は随時更新予定です。



URL → <https://douglib.okinawa-gajyumar.jp/>
※上のQRコードより、本サイトに移動します



皆さんに情報発信します！
(普及・啓発等)

当センターで作成した**社会資源リスト等** HPから**無料ダウンロード可能**

- ☆ 啓発小冊子「発達障害ってな～に？」
- ☆ 「発達障がい児者支援に関わる相談・支援機関リスト」
- ☆ 「発達障がい児（者）の診療等を行っている医療機関リスト」
- ☆ 「発達障がい児者支援に関する親の会・当事者団体等リスト」
- ☆ 「発達障害支援ガイドブック「学齢期編」ABCD仮説くん」

